

中期目標期間見込評価 (主務大臣評価(案))説明資料

中期目標期間見込評価（案）

項目	自己評価	大臣評価（案）	評価書頁
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
I - 1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標 [重要度:高]	B	B	P5-26
I - 2 リスク管理 [重要度:高]	B	B	P27-50
I - 3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	A	P51-74
I - 4 透明性の向上 [重要度:高]	A	B	P75-86
I - 5 基本ポートフォリオ等	B	B	P87-93
I - 6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	A	P94-106
I - 7 管理及び運用能力の向上	B	B	P107-113
I - 8 調査研究業務	B	B	P114-121
II. 業務運営の効率化に関する事項			
II - 1 効率的な業務運営体制の確立	B	B	P122-128
II - 2 業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化	B	B	P129-139
III. 財務内容の改善に関する事項			
III - 1 財務内容の改善に関する事項	B	B	P140-142
IV. その他事項			
IV - 1 その他業務運営に関する重要事項	B	B	P143-177
総合評定	-	B	-

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I-1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標 [重要度:高]</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>年金保険事業の運営の安定に資することを目的として、中期目標により法人に与えられた目標を達成するため、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づく年金積立金の管理及び運用を適切に行っている。その際、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（業務方針）を策定し、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から必要に応じて改正を行っている。</p> <p>中期目標においては、「各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること」としている。これに対して、各年度において資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、<u>中期目標期間開始以降（平成27年4月～平成31年3月）の資産ごとのベンチマーク収益率に対する超過収益率については、4資産中2資産（外国債券、外国株式）についてプラスの超過収益率を確保し、マイナスの超過収益率となった2資産（国内債券、国内株式）についても、概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している（国内債券：－0.02%、国内株式：－0.01%、外国債券：＋0.35%、外国株式：＋0.00%）。</u></p> <p>なお、中期目標期間開始以降（平成27年4月～平成31年3月）において、運用資産全体に係る収益率は2.53%であり、複合ベンチマーク収益率（2.80%）に対して－0.28%となっている。この要因としては、個別資産要因が資産全体で＋0.04%である一方で、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率が低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与したことによるものである。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるものである。一方、中期目標において「長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、」としているのに対し、<u>年金財政上必要な運用利回りを確保している。</u></p> <p>また、運用受託機関等の運用状況について、定期的な報告を受けるとともに、ベンチマークの選択効果や運用受託機関の選択効果を評価ベンチマークごとに切り分け、乖離についての分析を行うなど、運用受託機関の管理を適切に行っている。</p> <p>さらに、平成29年10月1日に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定及び監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が適切にそれぞれの役割を分担し、相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、透明性の向上に努めつつ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めている。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>市場動向等を的確に把握し、適切なリスク管理を行いつつ、次期中期目標が定める運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I - 2 リスク管理 [重要度:高]</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>運用手法の高度化及び運用対象の多様化が進む中で、年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理は、年金保険事業の運営の安定のために重要となっている。年金積立金運用においては、リターン・リスク等の特性が異なる資産に分散投資を行うことによりリスクの低減に努めるとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行っている。</p> <p>平成30年度には、運用リスク管理に関する基本方針を策定し、基本方針に基づくリスク管理が行っている。</p> <p>資産全体のリスクについては、<u>資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握、基本ポートフォリオとのトラッキングエラーの把握及び分析、地政学的リスク等の市場動向の分析や仮想シナリオによるストレステスト等によるフォワード・ルッキングなリスク分析など、適切なリスク管理を行っている。</u></p> <p>各資産のリスクについては、<u>トラッキングエラー等によりそれぞれのリスク状況を把握・確認するとともに、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスクについて適切なリスク管理を行っている。</u></p> <p>各運用受託機関及び各資産管理機関のリスクについては、<u>法人が示した運用ガイドラインの遵守状況のモニタリング等により適切にリスク管理を行っている。</u></p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>リスク管理に関する専門性の向上を図り、リスク管理担当部署を中心に法人内関係部署間で連携しながら、運用受託機関等の分析等も活用して、リスク管理の一層の強化に引き続き取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I-3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項</p> <p>見込評価 大臣評価案：A</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：A 28年度：A 29年度：A 30年度案：A</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>運用手法については、中期目標において、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとしている。</p> <p>アクティブ運用により超過収益の獲得を目指すことについては、<u>中期目標期間開始以降（平成27年4月～平成31年3月）において、4資産中3資産（内外株式、外国債券）について超過収益を獲得していることに加えて、マネジャーやマネジャー・ベンチマークの選択効果を示す個別資産要因（4資産合計）においては複合ベンチマーク収益率に対してプラスの超過収益率を確保している。</u></p> <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関の管理・選定の強化のための取組については、運用機関の選定を機動的に実施できるよう、<u>マネジャー・エントリー制を活用した公募を平成28年4月に開始し、平成29年度に対象を伝統的4資産全てに拡大している。</u>また、<u>オルタナティブ資産に係る運用機関の公募についても平成29年4月に開始し、インフラストラクチャー分野及び不動産分野においてファンドを選定したほか、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定についても最終選考先の絞り込みまで進めている。</u></p> <p>加えて、<u>本格的な実績連動報酬体系を平成30年4月から導入するとともに、一定のリスク管理体制のもとでアクティブ運用に係る運用制約の緩和を行い、アクティブ運用機関の能力が発揮されるような環境整備を進めていることは、アクティブ運用における目標超過収益率の達成に向けた取組として高く評価できる。</u></p> <p>運用対象の多様化については、中期目標において、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこと等としているのに対し、LPSへの直接投資を行うための体制整備に加え、インハウスでのデリバティブ取引について、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物の導入及び必要な体制整備等を実施している。</p> <p>株式運用における考慮事項については、中期目標において、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮することについて検討することとしている。</p> <p>これに対し、<u>国内株式を対象としたESG指数については、平成28年度に公募を実施し、平成29年度に3指数を選定するとともに、環境に関するグローバル株式指数については、平成29年度に公募を実施し、平成30年度に2指数を選定し、これらのESG指数に基づくパッシブ運用を開始している。</u>法人の調査によれば、これらのESG指数に対する反応はおおむねポジティブであり、<u>5割強の日本企業が法人の選定した各指数を評価している。</u>こうした調査結果を踏まえると、<u>当該指数の選定及び運用開始により日本企業のESGに関する取組を促したという観点から、ESG投資に関する法人の取組は高く評価できる。</u></p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>報酬体系の変更、マネジャー・エントリー制度、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるために推進しているESGを考慮した投資については、所期の効果等をあげているか等について適切に検証を行い、必要に応じ修正を加えるなど、運用の改善に取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I-4 透明性の向上 [重要度:高]</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：A</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標期間開始以降（平成27年4月～平成31年3月）、前年度の運用状況等を説明する業務概況書の内容の充実を継続的に行うとともに、市場への影響について検証を行った上で平成27年～平成30年の3月末時点の全保有銘柄の開示を行っている。また、平成29年度より、業務概況書及び各四半期の運用状況の公表を、年度計画に公表日を明記した上でやっている。</p> <p>平成29年度以降は、<u>広報戦略を策定して広報の方向性を明確化した上で取組を行っており、平成30年度には、法人の公式ホームページの全面リニューアル及びコンテンツの充実、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けのパンフレット「GPIFってなに？」の制作、第1回目の「ESG活動報告」の刊行等の取組を行っている。</u></p> <p>その他、ホームページ等に加えてTwitterやYoutubeによる情報発信を平成27年度に開始するとともに、個人投資家向けイベントへの広報責任者の登壇、国内外のセミナー等における講演、理事長による新年メディア懇談会の開催等の取組により、積極的な情報発信に努めている。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を高めるよう、様々な情報発信ツールを活用しつつ、国民に対する情報公開・広報活動の一層の充実が望まれる。</p>
<p>I-5 基本ポート フォリオ等</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>基本ポートフォリオの見直しについては、中期目標において、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこととしている。これを受けて、中期計画においては、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うこととしている。</p> <p>これに対し、平成27年度から平成30年度までの毎年度、国内金利など足下の運用環境の変化を踏まえて基本ポートフォリオの<u>検証を行い、現行の基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認している。</u></p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし。</p>

<評定に至った理由>

中期目標においては、年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること等としている。

これに対し、年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金については、市場に影響を与えずに利用可能な財投債ファンド及びキャッシュアウト等対応ファンドの満期償還金及び利金等を活用することにより対応するとともに、運用受託機関の解約に伴い回収した資金を再配分する際には原則として現物移管により実施することにより、市場及び民間の活動への影響に対する配慮を行っている。

中期目標においては、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うことや、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととしている。

これに対し、平成27年度には、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動の取組や課題の把握のためのヒアリングを実施し、その後も毎年度ヒアリングを実施している。また、平成27年度に、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として上場企業向けのアンケートを初めて実施し、平成28年度及び平成30年度（対象を東証一部上場企業へ拡大）にもアンケートを実施している。さらに、平成27年度には、他の同種の機関に先駆けて、国連責任投資原則への署名を行っている。

平成28年度には、企業との意見交換の場である「企業・アセットオーナーフォーラム」及びスチュワードシップ活動に関して先行する海外公的年金基金等との意見交換の場である「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を初めて開催し、その後も継続的に開催している。また、平成28年度に、法人のスチュワードシップ活動について「スチュワードシップ活動報告」を取りまとめて公表し、その後も毎年度公表している。

平成29年度には、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を新たに策定し、法人として初めて原則という形で運用受託機関に対して考え方や期待する事項を明示し、運用受託機関に対して両原則及び法人の考えを直接説明するなど対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求めている。また、平成29年度に投資原則を変更し、スチュワードシップ責任を果たす活動の対象を株式から全資産へ拡大し、その具体的な取組としてESGを考慮した取組を明記している。

平成30年度には、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同やClimate Action100+への参加などグローバルなイニシアティブへの参加も行うことで、スチュワードシップ活動の向上に努めている。

なお、法人が実施した機関投資家のスチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケート結果によれば、約8割の企業が法人のスチュワードシップ活動を評価している。また、同アンケート結果によれば、国連責任投資原則への署名について回答企業のうち75%が評価し、企業・アセットオーナーフォーラム開催については回答企業のうち47%が評価、グローバル・アセットオーナーフォーラム開催については回答企業のうち42%が評価、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同については回答企業のうち約6割の企業が評価し、Climate Action100+への参加については回答企業のうち45%の企業が評価している。

投資先企業の長期的な企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、被保険者のために長期的な投資リターンの上を目指することは重要である。法人が長期的な株主利益の最大化を目指すとともにスチュワードシップ責任を果たす上で、他の同種の機関に先駆けた取組も含めて、以上のように積極的に取組を行っていることについては高く評価できるものであり、所期の目標を上回って達成していることから、「A」と評価する。

<今後の課題>

受託者責任の徹底や、市場及び民間の活動への影響に対する配慮など、年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項について、引き続き適切な対応を行うことが望まれる。

I-6
管理及び運用
に関し遵守
すべき事項

見込評価
大臣評価
案：A

年度評価
大臣評価
27年度：A
28年度：A
29年度：A
30年度
案：A

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I-7 管理及び 運用能力の向上</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務を明確化し、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を24名採用している。運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、46名の正規職員を採用している。また、人材受入れの環境整備として早出遅出勤制度を導入するとともに、平成27年度に高度で専門的な職員に対する目標管理型による実績の定期的な評価方法を導入する等の取組を行っている。</p> <p>運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化のうち、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについては、中期目標において、費用対効果を勘案した上で自ら開発することも含め検討することとしているところ、平成28年に新たなリスク管理システムを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現している。</p> <p>また、中期目標が示している、フォワードルッキングなリスク分析機能の強化などリスク管理の高度化については、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施するとともに、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実している。</p> <p>加えて、平成29年の法令改正（インハウス運用で利用できるデリバティブ取引及びLPSの追加）を受け、デリバティブ取引についてはリスク管理方針を作成してリスク管理の高度化を図り、オルタナティブ投資についてはミドル部門の新設及び人員配置を行い、LPSのリスク管理体制の整備を図っている。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>高度で専門的な人材の確保に努めるとともに、運用対象の多様化に伴うリスク管理を強化することにより、法人における管理及び運用能力の向上に引き続き努めることが望まれる。</p>

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I-8 調査研究業務</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>調査研究業務については、中期目標において、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと、また、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を、当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと、としている。</p> <p>これに対し、平成27年度から平成30年度までの間、<u>専門人材の配置及び体制の整備・強化を行うとともに、専門人材を活用して管理運用手法の高度化を進めるための調査研究を実施し、法人の担当職員が委託先や共同研究先と意見交換等を行うことにより分析手法等のノウハウの蓄積を図っている。</u>また、平成30年度より、<u>研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルの取組を開始している。</u>さらに、年金運用の分野で優れた功績を挙げつつある若手研究者を表彰し、その活動を振興すること等を目的とする「<u>GPIF Finance Awards</u>」を創設し、平成28年度から平成30年度までの毎年度、受賞者の審査・選考及び表彰を行っている。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>高度で専門的な人材を含めた法人内の職員が調査研究業務を担える体制の整備に引き続き取り組むことが望まれる。</p>
<p>II-1 効率的な 業務運営体制の 確立</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、組織編制及び各部門の人員配置を実情に即して見直すこと、能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うこと等としている。</p> <p>これに対し、平成27年度から平成30年度までの間、<u>必要な人員配置及び組織編成等の体制整備を行っている。</u>（平成27年度にリーガル・オフィサーの設置、オルタナティブ投資課の室への昇格等。平成28年度にスチュワードシップ推進課の新設。平成29年度に経営委員会事務室及び監査委員会事務室の新設等。平成30年度に基本ポートフォリオ策定及び調査研究の司令塔機能を担う調査数理課の室への昇格等。）</p> <p>また、<u>能力及び実績の評価結果を昇給等に反映する人事評価を実施している。</u></p> <p>業務運営の電子化、ペーパーレス化の取組については、管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行っている。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど、効率的な業務運営体制の確立に引き続き取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>Ⅱ-2 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、<u>各年度の予算額について、新規分を除き前年度実績を基準として1.34%の節減を行っており、適切な経費節減を行うとともに、調達等合理化計画に定める各種計画を達成し、契約の適正化に努めている。</u></p> <p><u>人件費については、政府方針を踏まえ適切に対応しつつ、高度で専門的な人材については給与水準の弾力化等に対応している。</u></p> <p>平成27年度以降、高度で専門的な人材24名のほか、正規職員46名の採用等により、人員体制の確保を図っている。</p> <p>役職員の報酬・給与については、支給水準の検証を行い、支給水準の設定等の考え方を公表している。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>引き続き、業務運営の効率化に伴う経費節減に取り組み、人件費も踏まえつつ必要な人員体制の確保を図るとともに、契約の適正化に努めることが望まれる。</p>
<p>Ⅲ-1 財務内容の改善に関する事項</p> <p>見込評価 大臣評価案：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標が示している、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮して、各年度において、前年度と比較して、<u>一般管理費及び業務経費について1.34%を節減した予算を作成している。</u></p> <p>また、<u>執行に当たっては、一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めている。</u></p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>年金積立金は国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、適切な予算作成及び執行により一層取り組むことが望まれる。</p>

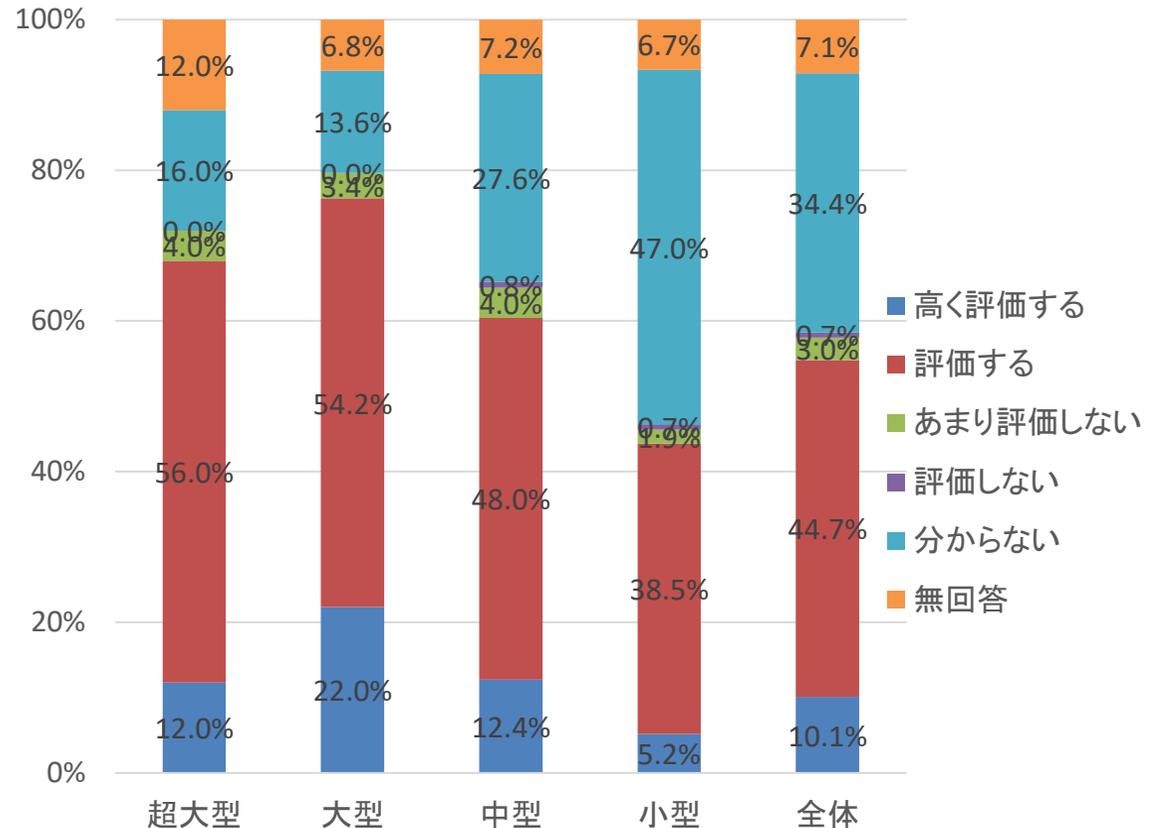
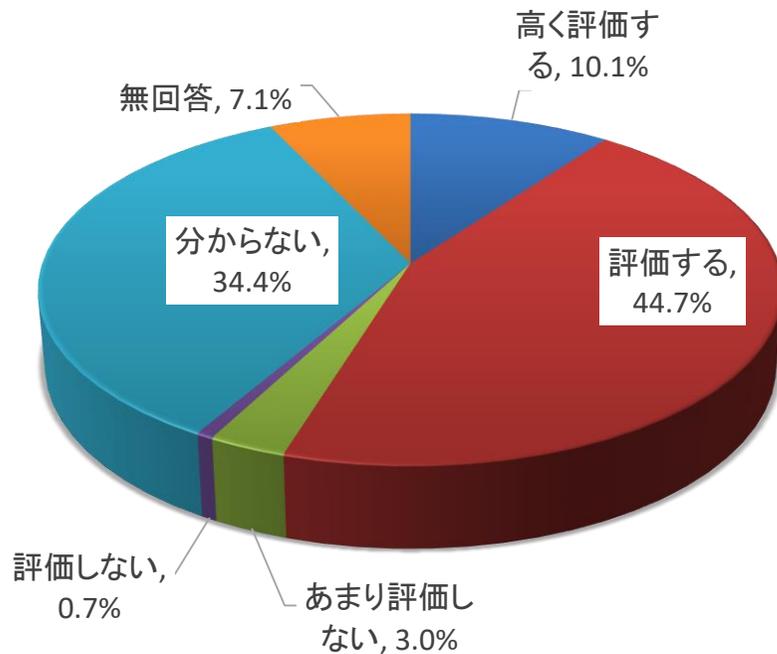
評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>IV-1 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>見込評価案 大臣評価：B</p> <p>年度評価 大臣評価 27年度：B 28年度：B 29年度：B 30年度案：B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>内部統制の一層の強化に向けた体制整備については、中期目標において、内部統制等の体制の一層の強化を図ること、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること、年金積立金の運用に関わるすべての者について法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること等としている。</p> <p>これに対し、業務方法書に定めた事項についての体制整備等として、平成28年度に業務フロー図及びリスク顕在時の対応方針を策定し、平成29年度の経営委員会及び監査委員会の設置に伴い、平成30年度に内部統制システムの見直しを実施し、平成30年10月から「<u>新たな業務リスク等管理</u>」の試行を開始している。</p> <p>また、平成29年度に経営委員会の議論を経てコンプライアンスに関する規程改正（倫理規程において金融事業者について利害関係者の範囲を拡大する等）を行い、平成30年度に経営委員会においてガバナンスの骨格をなす内部規程等を網羅的に点検し、平成30年度中に全ての規程、細則等を見直すことにより、平成29年10月施行の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図っている。</p> <p>さらに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をまとめた「<u>コンプライアンスハンドブック</u>」を平成27年度から平成30年度までの毎年度改定し、その周知を行い、役職員の意識向上を図るなど、法令等の遵守に関する取組を行っている。</p> <p>情報セキュリティ対策については、中期目標において、情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施すること、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価して当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築することとしている。</p> <p>これに対し、法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するための<u>第三者によるセキュリティ診断</u>を平成27年度から平成30年度までの毎年度実施するとともに、<u>外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査</u>を実施している。また、<u>外部の運用受託機関等における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組み</u>を早期（平成27年度）に構築し、それ以降、<u>運用受託機関等に対する情報セキュリティ管理体制等の年度の評価等</u>を行っている。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>内部統制の一層の強化及び情報セキュリティ対策について、引き続き所要の取組を実施することが望まれる。</p>

【ご参考】 ESG指数に対する評価について

ESG指数に対する日本企業の反応はおおむねポジティブ

質問 環境指数の選定についてのご評価をお聞かせください。

＜企業規模(時価総額別)集計＞



超大型：TOPIX Core 30、大型：TOPIX Large 70、中型：TOPIX MID 400、小型：TOPIX Small
データは2018年12月末

(注) 第4回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果より抜粋

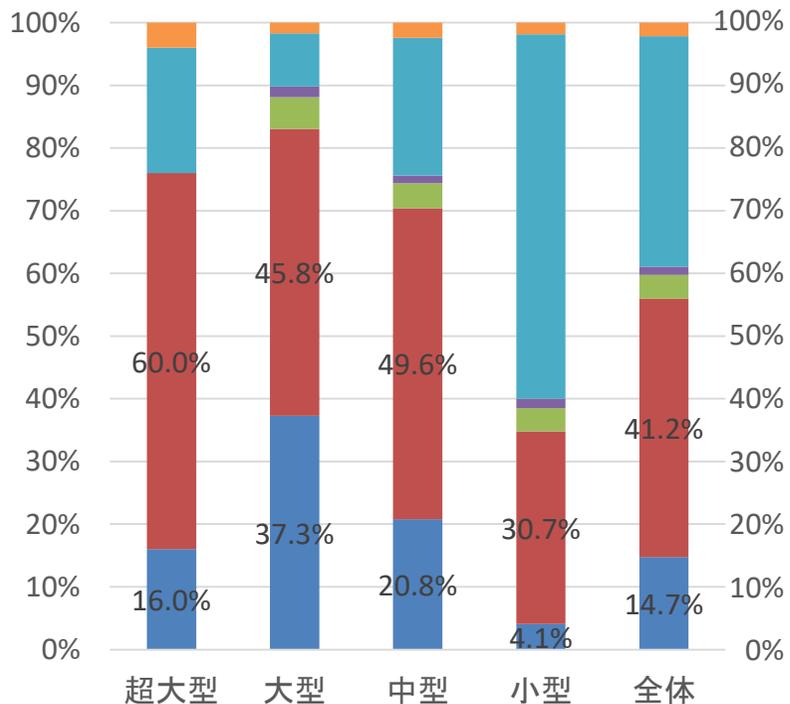
(GPIF資料に基づき年金局作成)

【ご参考】 ESG指数に対する評価について

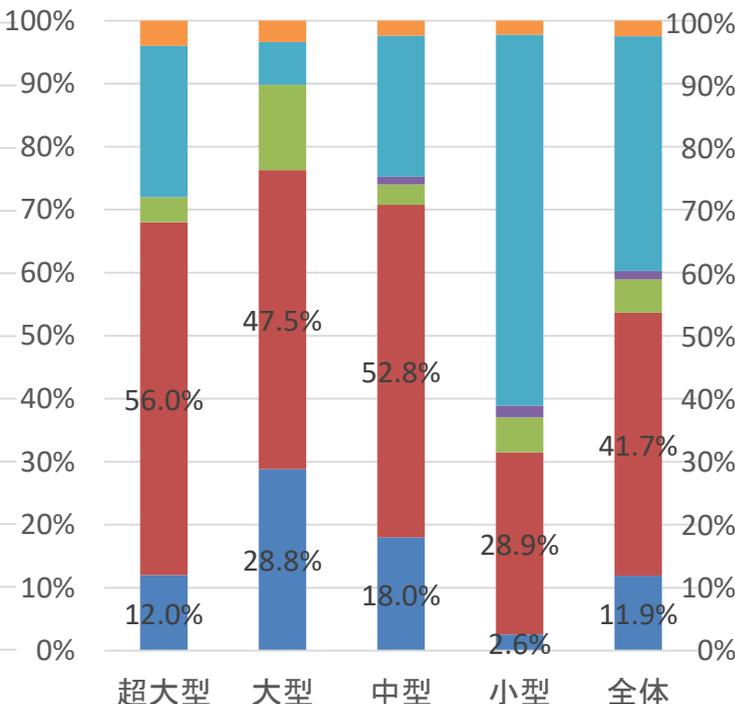
ESG指数に対する日本企業の反応はおおむねポジティブ

質問 2017年7月に選定した日本株の3つのESG指数に関するご評価をおきかせください。

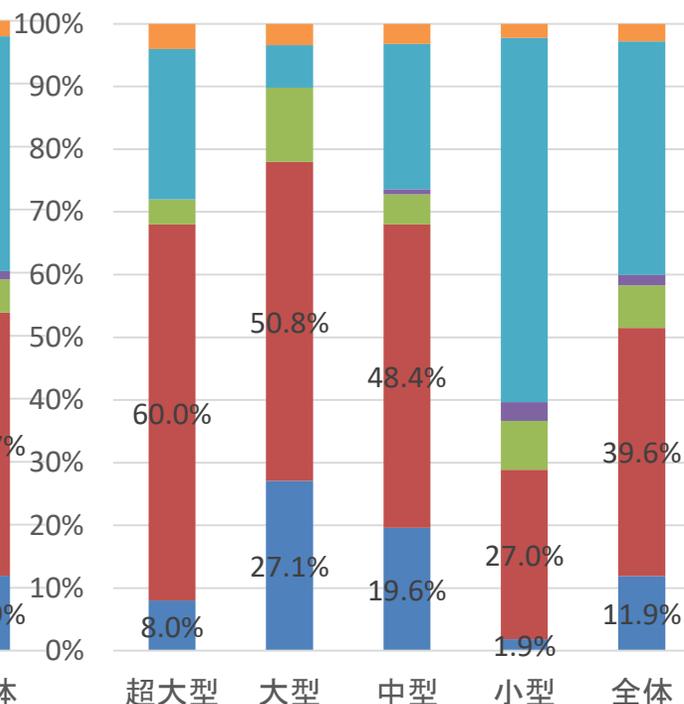
FTSE Blossom Japan



MSCI ジャパン ESGセレクト・リーダーズ



MSCI 日本株 女性活躍 (WIN)



■ 高く評価する ■ 評価する
 ■ あまり評価しない ■ 評価しない
 ■ 分からない ■ 無回答

超大型：TOPIX Core 30、大型：TOPIX Large 70、中型：TOPIX MID 400、小型：TOPIX Small
 データは2018年12月末

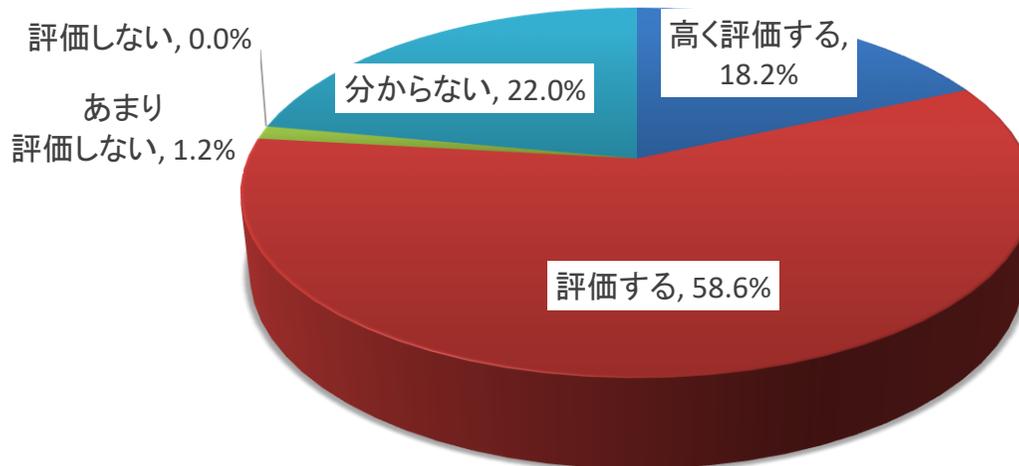
(注) 第4回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果より抜粋

(GPIF資料に基づき年金局作成)

【ご参考】 スチュワードシップ活動の評価について

約 8 割の企業が GPIF のスチュワードシップ活動を「評価」

【質問】当法人のスチュワードシップ活動全般への取組みについてのご評価とその理由をお聞かせください。



【各評価別のコメント抜粋】

- 中長期の成長性を評価することで、ショートターミズムから脱却する気風の醸成に役立っている（「高く評価する」と回答）
- アセットオーナーとして積極的な情報発信を行うことにより、委託先にとどまらず幅広い運用機関の対話姿勢に変化が見られるようになったため。（「高く評価する」と回答）
- 明確な指針の打ち出し、アセットオーナーとしての模範姿勢（「評価する」と回答）
- 長期的視野での運用受託機関との対話の実施や、取組みに関する透明性の確保に努めているため（「評価する」と回答）
- 中長期的な視点からの質問が若干増えたものの、形式的なヒアリングを行われるケースも増えているため。（「あまり評価しない」と回答）
- まだ短期間なので効果がわからない（「分からない」と回答）

（注）第4回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果より抜粋
（GPIF資料に基づき年金局作成）

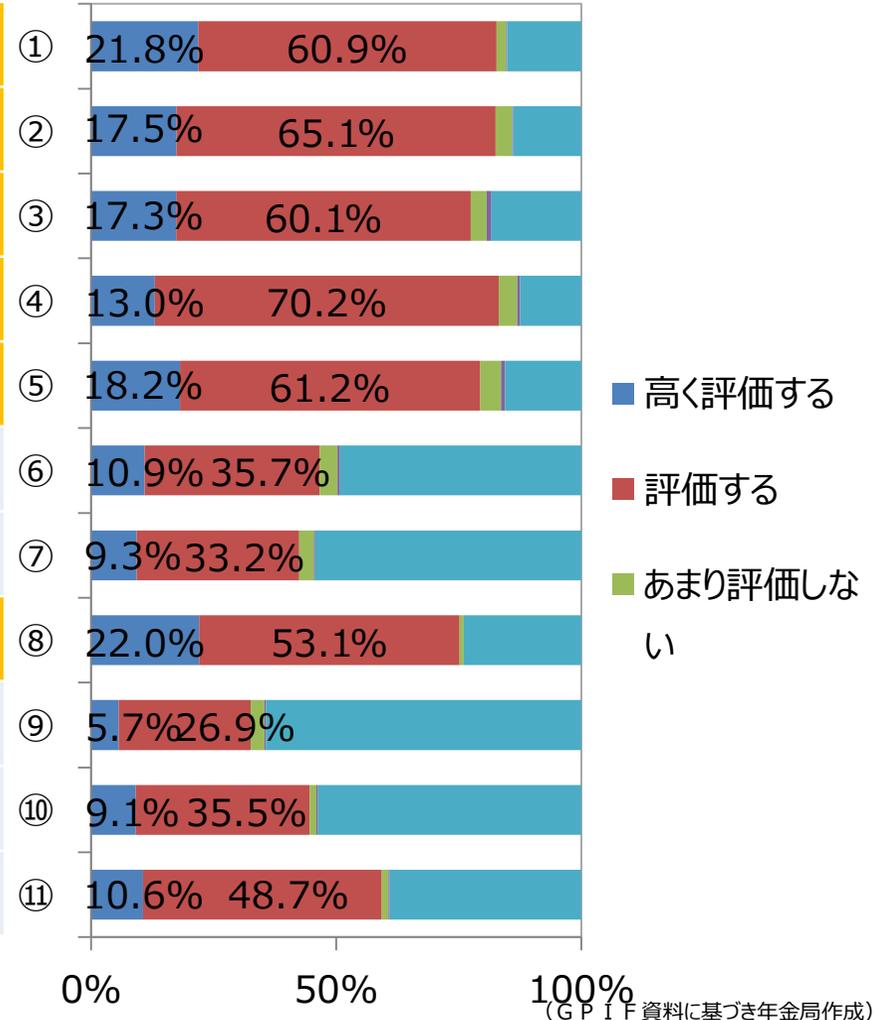
【ご参考】法人の取組に対する評価について

質問 最近の当法人の取組について、以下の中でご存じのものがあればご選択ください（複数回答可）。ご存じの場合、それぞれについてのご評価とその理由をお聞かせください

＜各取組みに対する認知度＞

①運用受託機関の評価におけるスチュワードシップ活動の重視（中長期の企業価値向上を目指したエンゲージメント等）	47.8%
②「スチュワードシップ活動原則」および「議決権行使原則」	46.7%
③環境指数やESG指数に基づく投資	48.7%
④企業向けアンケート（本アンケート）	51.3%
⑤優れた統合報告書の公表	43.2%
⑥企業・アセットオーナーフォーラム開催	21.2%
⑦グローバル・アセットオーナーフォーラム開催	17.5%
⑧国連が提唱する責任投資原則（PRI）への加盟とPRIを通じた活動	38.7%
⑨英国30%Clubおよび米国Thirty Percent Coalitionへの加盟	15.4%
⑩Climate Action100+への参加	18.9%
⑪気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同	29.5%

＜各取組みへの評価＞



(注) 左表は回答企業数604社のうち、各取組みを認識している企業の割合。
黄色は30%以上の項目。右図は無回答企業を除いたベース